

**改正**

平成25年12月11日告示第83号

令和4年10月27日告示第115号

明和町マスコットキャラクター「めい姫」使用要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、明和町マスコットキャラクター「めい姫」(以下「めい姫」という。)の図案の使用に関し必要な事項を定めることにより、幅広く本町のPRを図り、もって町の観光振興等に寄与することを目的とする。

(めい姫の図案)

**第2条** めい姫の図案は、別に定めるとおりとし、その図案を改変することはできない。

(めい姫の権利)

**第3条** めい姫に関する一切の権利は、町に帰属するものとする。

(めい姫の使用)

**第4条** 何人も営利を目的としないで、個人的に又は家族内その他これに準ずる限られた範囲内において、めい姫を使用することができる。

2 前項に定めるもののほか、めい姫の図案を使用する者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 明和町及びその外郭団体が使用する場合
- (2) 学校等が教育の目的で使用する場合
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合
- (4) その他町長が使用を適当と認める場合

(使用の許可申請)

**第5条** 申請者は、「めい姫使用許可申請書(第1号様式)」に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(使用許可基準)

**第6条** 町長は、前条に規定する申請があった場合において、その内容が町のPR又は活性化に資すると認めるときは、使用を許可するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合

は、使用を許可しない。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
- (2) 特定の政治、思想、宗教を支援し、又は支援しているような誤解を与えるおそれがある場合
- (3) 公衆に不快の念を与えるおそれがある場合
- (4) その他町長が許可することが不相当と認められる場合

2 町長は、めい姫の使用に関し、必要な条件を付することができる。

(申請者への通知)

**第7条** 町長は、めい姫の使用を許可したときは、「めい姫使用許可通知書(様式第2号)」を申請者に通知し、使用を許可しなかったときは、「めい姫使用不許可通知書(様式第3号)」に不許可理由を記載し、申請者に通知する。

(使用上の遵守事項)

**第8条** めい姫の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 当該使用に係る商品等の完成見本を速やかに町長に提出し、その確認を受けなければならない。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
- (2) 許可された用途のみに使用し、他の用途には使用しないこと。
- (3) めい姫及び町のイメージを損なうような使用をしないこと。
- (4) めい姫を独占的に自己のものとして、商標や意匠に使用しないこと。

(使用許可の期間)

**第9条** めい姫の使用許可の期間は、使用を許可した日から5年を経過した年度の末日までとする。ただし、必要に応じて使用期間を短縮することができる。

2 前項の使用期間終了後、引き続きめい姫を使用しようとする者は、新たに第4条の許可を受けなければならない。

(使用料)

**第10条** めい姫の図案の使用料は、営利を目的とする場合は徴収することができる。

(許可内容の変更等)

**第11条** 使用者は、第6条第1項の規定により許可を受けた事項を変更しようとするときは、「めい姫使用変更許可申請書(第4号様式)」を町長に提出し、その許可を得なければならない。

2 町長は、前項の申請に基づき、変更を許可することが適当と認めるときは、「めい姫使用変更許可通知書（第5号様式）」により通知し、変更を許可しなかったときは、「めい姫使用変更不許可通知書（第6号様式）」により通知する。

3 第6条第1項の規定は、第1項の場合に準用する。

（使用許可の取消し）

**第12条** 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すものとし、使用者にめい姫使用許可取消通知書（第7号様式）により通知するものとする。

- (1) 使用者が許可基準に違反したとき。
- (2) 使用許可又は使用変更許可に係る内容に虚偽があったとき。
- (3) 第8条の規定に違反することとなったとき。
- (4) その他町長が取り消すことを適当と認めるとき。

2 前項の規定により使用許可を取り消された者は、当該使用許可に係る物件（以下「使用物件」という。）をいかなる場合にあっても使用してはならない。

3 前項に規定する使用物件の回収等、使用許可の取消しに伴い発生する費用の一切は、許可を取り消された者が負担するものとする。

（損害賠償）

**第13条** 前条第1項各号にいずれかに該当した者は、これにより町に生じさせた損害を賠償しなければならない。

（その他）

**第14条** この要綱に定めるもののほか、めい姫の使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、平成23年7月8日から施行する。

#### 附 則（平成25年12月11日告示第83号）

この告示は、平成26年1月1日から施行する。

#### 附 則（令和4年10月27日告示第115号）

この告示は、公示の日から施行する。

図案（第2条関係）



明和町マスコットキャラクター  
めい女臣  
©Aiwake town office



明和町マスコットキャラクター  
めい女臣  
©Aiwake town office



明和町マスコットキャラクター  
めい女臣  
©Aiwake town office



明和町マスコットキャラクター  
めい女臣  
©MEIWA town office

めい姫使用許可申請書

年 月 日

明和町長 様

(住所) 〒 -		
(団体等の名称)		(代表者) 印
(担当者)	(TEL)	(FAX)
E-Mail		

明和町マスコットキャラクター「めい姫」を使用したく、明和町マスコットキャラクター「めい姫」使用要綱第5条の規定により申請します。

記

申請内容	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新（内容に変更なし） <input type="checkbox"/> 更新（内容に変更あり） ※更新で内容に変更がある場合は、以下の項目も記入してください。
使用目的	<input type="checkbox"/> 販売 <input type="checkbox"/> 広告・宣伝 <input type="checkbox"/> 広報 <input type="checkbox"/> その他（ ）
使用内容 （品目・使用場所・ 使用サイズ等、使用 用途を具体的に記入 してください。）	
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
数量	
価格 （販売目的の場合）	

添付書類

- (1) 使用品のデザイン及び企画内容がわかるもの
- (2) 団体等の概要がわかるもの（パンフレット等）

# めい姫使用許可通知書

第 号  
年 月 日

様

明和町長



年 月 日付けで申請のあっためい姫使用許可申請について、使用許可をしますので、明和町マスコットキャラクター「めい姫」使用要綱第7条の規定により通知します。

## 記

申請内容	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新（内容に変更なし） <input type="checkbox"/> 更新（内容に変更あり）
使用目的	<input type="checkbox"/> 販売 <input type="checkbox"/> 広告・宣伝 <input type="checkbox"/> 広報 <input type="checkbox"/> その他（ ）
使用内容	
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
使用条件	

### 注意事項

- 1 使用については、上記の内容以外にめい姫を使用できません。
- 2 申請書内容に相違する場合など、町長が不相当と認めた場合には使用許可を取り消すことがあります。
- 3 「明和町マスコットキャラクター「めい姫」使用要綱」を遵守すること。
- 4 使用期間を更新する場合には、改めて使用許可申請を行うこと。

# めい姫使用不許可通知書

第 年 月 日  
年 月 日

様

明和町長 印

年 月 日付けで申請のあっためい姫使用許可申請について、使用許可しないこととしましたので、明和町マスコットキャラクター「めい姫」使用要綱第7条の規定により通知します。

## 記

不許可理由

## めい姫使用変更許可申請書

年 月 日

明和町長 様

(住所) 〒 —		
(団体等の名称)		(代表者)
印		
(担当者)	(TEL)	(FAX)

年 月 日付け 第 号で使用許可を受けためい姫の使用につき、使用許可を受けた事項を変更したいので、明和町マスコットキャラクター「めい姫」使用要綱第11条の規定により申請します。

### 記

変更事項	変更前	
	変更後	
変更理由		

**注意事項**

- 1 変更後のめい姫の使用形態ならびに使用に係る企画の内容が分かるもの。
- 2 変更の必要性が分かるもの。

# めい姫使用変更許可通知書

第 年 月 日 号

様

明和町長

印

年 月 日付けで申請のあっためい姫使用変更許可申請について、使用の変更を許可をします。明和町マスコットキャラクター「めい姫」使用要綱第11条の規定により通知します。

## 記

### 【変更後】

使用目的	<input type="checkbox"/> 販売 <input type="checkbox"/> 広告・宣伝 <input type="checkbox"/> 広報 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
使用内容		
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
使用条件		
変更を許可した事項	変更前	
	変更後	

### 注意事項

- 1 変更を許可した事項以外は、当初の使用許可の内容によります。
- 2 使用期間を延長する場合には、明和町と協議を行うこと。

# めい姫使用変更不許可通知書

第 年 月 日  
号

様

明和町長 ㊟

年 月 日付けで申請のあっためい姫使用変更許可申請について、変更を許可しないこととしましたので、明和町マスコットキャラクター「めい姫」使用要綱第11条の規定により通知します。

## 記

変更事項	変更前	
	変更後	
変更不許可の理由		

### 注意事項

- 1 当初の使用許可の内容により使用すること。

# めい姫使用許可取消通知書

第 年 月 日 号

様

明和町長

㊟

年 月 日付け 第 号で許可しためい姫使用許可について、使用許可を取り消しましたので、明和町マスコットキャラクター「めい姫」使用要綱第12条の規定により通知します。

## 記

使用目的	<input type="checkbox"/> 販売 <input type="checkbox"/> 広告・宣伝 <input type="checkbox"/> 広報 <input type="checkbox"/> その他（ ）
使用内容	
使用条件	
使用取消しの理由	

### 注意事項

- 1 使用許可の取消しに係る使用物件については、使用してはならない。
- 2 使用許可の取消しに係る使用物件について、回収を求めることがあります。
- 3 使用物件の回収等、使用許可の取消しに伴い発生する費用の一切は、申請者が負担することになります。